

入札説明書

環境省自然環境局京都御苑管理事務所の「令和7年度京都御苑近衛池改修設計業務」に係る手続開始の公示に基づく指名競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 手続開始の公示日 令和7年11月5日

2 契約担当官等

分任支出負担行為担当官

環境省自然環境局京都御苑管理事務所長 小口 陽介

3 業務の概要

(1) 業務名 令和7年度京都御苑近衛池改修設計業務

(2) 業務の目的 本業務は、京都御苑の近衛池において、令和3年度京都御苑近衛邸跡庭園整備工事後の池水浸透について、令和7年度京都御苑近衛池浸透量調査の結果をもとに、手直し工事方法の検討及び対策設計を行うもの。

(3) 業務内容

本業務の主な業務内容は以下の設計業務である。

京都御苑近衛池改修のための調査検討及び実施設計

(4) 業務の打合せは全3回とする。

(5) 主たる部分

本業務における「主たる部分」は「設計業務等共通仕様書（自然公園編）第3編 設計業務等共通仕様書」（平成29年7月環境省 自然環境局）第1章1.28号第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書 第1章1.28号第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

(6) 再委託の禁止

本業務について、主たる部分の再委託は認めない。

(7) 成果品

成果品は次のとおりとする。

・紙媒体 2部、電子媒体 2式

(8) 履行期間

履行期間は、以下のとおり予定している。

契約締結の日 ～ 令和8年3月13日（金）

(9) 担当部局

〒602-0881

京都府京都市上京区京都御苑3番地

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

電話 075-211-6348

電子メール KYOTO-GYOEN@env.go.jp

4 入札方式等

- (1) 予定価格が1,000万円を超える場合、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第85条の基準に基づく調査基準価格を設定する。
- (2) 本業務は、参加表明書の資料提出及び入札を電子調達システムにより行う対象業務である。ただし、当初より電子調達システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。この場合は、環境省入札心得に定める様式2による書面を令和7年11月21日（金）17時00分までに下記に提出すること。

この申請の窓口及び受付時間は、次のとおりである。

- ① 受付窓口：3(9)担当部局に同じ。
- ② 受付時間：行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日。以下「休日」という。）を除く毎日（9時00分～17時00分（12時00分から13時00分の間を除く。））。
- ③ 電子調達システムによる手続に入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側にやむを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。

5 指名されるために必要な要件

入札参加希望者は、以下に示す要件を満足する場合は、電子調達システムにより競争参加資格確認通知書で通知する。ただし、紙入札方式による参加者については書面により競争参加資格確認通知書を通知する。なお、競争参加資格確認通知書の日は、令和7年11月27日（木）を予定している。

(1) 入札参加者に要求される資格

① 企業に関する事項

1) 基本的要件

入札に参加しようとする者は、次に掲げる資格を満たしている企業であること。

- a) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- b) 環境省における令和07・08年度一般競争（指名競争）参加資格のうち「自然環境共生関係コンサルタント業務」の認定を受けていること。（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者については、手続き開始の決定後、環境省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

※上記に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けてない者も参加表明書を提出することができるが、その者が入札に参加するためには、開札の時に於いて、当該資格の認定を受け、かつ、参加資格の認定を受けていなければならない。

- c) 会社更生法に基づき更生手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（bの再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- d) 参加表明書の提出期限の日から開札の時までの期間に、環境省から建設コンサルタント業務等に関し「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（令和2年12月25付け環境会発第2012255号）に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- e) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、環境省発

注の建設コンサルタント業務等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2) 資本関係及び人的関係に関する要件

参加表明書を提出しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係のないこと。

a) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

ア) 親会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。

イ) において同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。イ)において同じ。）関係にある場合

ロ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

b) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただしア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合は除く。

ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により専任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

ロ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

3) 業務実施体制に関する要件

参加表明書等に示される業務実施体制に関し、次の事項に該当しないこと。

・再委託の内容が主たる部分の場合。

・業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。

本業務における「主たる部分」は、「設計業務等共通仕様書（自然公園編）第三編 設計業務等共通仕様書（以下「設計業務等共通仕様書」という。）」（平成29年7月環境省 自然環境局 自然環境整備課）第1章1.28号第1項に示すとおりとする。ただし、設計業務等共通仕様書 第1章1.28号第2項に規定する「軽微な部分」は除く。

4) 参加表明者の同種業務の実績に関する要件

a) 下記に示される同種業務等について、令和2年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

・同種業務：国又は地方公共団体が発注した歴史的価値を有する庭園（史跡・名勝等）の設計業務

b) 実績として挙げた個々の業務評定点が65点以上であること。ただし、「設計等請負業務成績評定要領の制定について」（平成20年8月13日付け環境会発第080813003号、環自整発第080813003号）及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」（令和4年5月19日付け環境会発第2205192号）の対象業務以外の業務は、この限りではない。

c) 令和4年度から令和6年度末までに完了した業務のうち、環境省発注の自然環境共生コンサルタント業務の平均業務評定点が65点以上であること。ただし、100万円を超える環境省発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

② 予定管理技術者の資格に関する要件

予定管理技術者については下記の1)、3)、4)に示す条件を満たす者であり、2)の実績を有する者であることとする。

1) 予定管理技術者の資格に関する要件

下記のいずれかの資格を有する者。

- ・技術士(環境部門：自然環境保全、環境保全計画、建設部門：都市及び地方計画、建設環境)のいずれかの資格を有し、技術士法による登録を行っている者。
- ・RCCM(造園部門)の資格を有し、「登録証書」の交付を受けている者。
- ・一級造園施工管理技士

2) 予定管理技術者の業務実績に関する要件

下記の実績を有する者。

下記に示される同種業務等について、平成27年度以降公示日までに完了した業務において、1件以上の実績を有する者。

なお、関連する調査、計画、研究、企画設計、分析、評価、著述等の具体的な業務を同種業務として認める。

- ・同種業務：国又は地方公共団体が発注した歴史的価値を有する庭園(史跡・名勝等)の設計業務ただし、再委託による業務及び照査技術者として従事した業務は除く。

3) 予定管理技術者の手持ち業務に関する要件

公示日現在の手持ち業務量(本業務を含まず、特定後未契約のものを含む)が4億円未満かつ10件未満である者。手持ち業務とは、管理技術者、又は担当技術者となっている契約金額500万円以上の業務。

4) 予定管理技術者の業務成績評定点に関する要件

令和4年度から令和6年度末までに完了した業務について、担当した環境省発注の自然環境共生コンサルタントの平均技術者評点が65点以上であること。ただし、100万円を超える環境省発注業務の実績がない場合は、この限りではない。

5) 外国資格を有する技術者の資格要件

外国資格を有する技術者(我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ上記(1)②1)の資格相当との国土交通大臣認定(土地・建設産業局建設市場整備課)を受けている必要がある。

なお、参加表明書の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも参加表明書を提出することができるが、この場合、参加表明書提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名を受けるためには指名通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

6 入札参加者を指名するための基準

参加表明者及び予定管理技術者を対象に、以下の項目(「企業の評価」、「予定管理技術者の評価」)について、技術的能力の審査を行うことを標準とする。

【①企業の評価】

評価項目		評価の着眼点			評価点	
		判断基準				
参加表明者の経験及び能力	実績等	専門技術力	成果の確実性	過去5年間の同種業務等の実績の内容	令和2年度以降公示日までに完了した同種業務の実績を評価する。 ① 同種業務の実績（関連する調査研究実績を含む。）がある。 : 15点 ② ①以外は選定しない。 : -	15点
	成績・表彰	専門技術力	業務評定点	過去3年間の同じ業種区分の業務成績	令和4年度～令和6年度末までに完了した業務のうち、同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の平均業務評定点により評価する。ただし、100万円を超える環境省発注業務（建築関係については、関係省庁の発注業務）の実績がない場合は、この限りではない。 ① 80点以上 : 10点 ② 75点以上80点未満 : 8点 ③ 70点以上75点未満 : 6点 ④ 65点以上70点未満 : 4点 ⑤ 実績がない場合 : 0点	10点
			表彰等	過去3年間の業務表彰の有無	令和4年度以降公示日までの同種業務に係る国（地方環境事務所及び自然環境事務所を含む。）、都道府県、公的団体（公的な学術団体等）の表彰について、表彰の内容により評価する。 ① 国レベルの表彰あり : 10点 ② 都道府県等レベルの表彰あり : 5点 ③ 表彰なし : 0点	10点

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する取組状況 ※複数（区分1～3）の認定等に該当する場合は、最も配点が高い区分により加点を行うものとする。 ※内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて加点する。 ※提案書提出時点において認定等期間中であること。	区分1 女性活躍推進法に基づく認定（プラチナえるぼし認定企業・えるぼし認定企業）	①プラチナえるぼし ※1 :5点 ②3段階目 ※2 :4点 ③2段階目 ※2 :3点 ④1段階目 ※2 :2点 ⑤行動計画 ※3 :1点 ⑥認定無し :0点 ※1 女性活躍推進法（令和2年6月1日施行）第12条に基づく認定 ※2 女性活躍推進法第9条に基づく認定 なお、労働時間等の働き方に係る基準は満たすことが必要。 ※3 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務のない事業主（常時雇用する労働者の数が100人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。	5点
	区分2 次世代法に基づく認定（プラチナくるみん認定企業・くるみん認定企業・トライくるみん認定企業）	① プラチナくるみん :4点 ② くるみん(令和7年4月1日以後の基準) :3点 ③ くるみん(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) :3点 ④ トライくるみん(令和7年4月1日以後の基準) :2点 ⑤ くるみん（平成29年4月1日～令和4年3月31日までの基準） :2点 ⑥ トライくるみん認定(令和4年4月1日～令和7年3月31日までの基準) :2点 ⑦ くるみん(平成29年3月31日までの基準) :1点 ⑧ 行動計画（令和7年4月1日以後の基準）（※） :1点 ⑤ 認定無し :0点 ※常時雇用する労働者の数が100人以下の事業主に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）。	

	区分3 若者雇用促進法に基づく認定（ユースエール認定企業）	① 認定あり :3点 ② 認定無し :0点	
事故及び不誠実な行為	環境省から建設コンサルタント業務等に関し、以下の措置を受けている期間である場合、下記の順位で評価を減ずる。 ① 文書注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の50%相当を減ずる） ② 口頭注意（参加表明者の経験及び能力に係る評価点満点の25%相当を減ずる）	—	
小計			40点

※ワーク・ライフ・バランス等推進企業のうち、複数の企業等が共同で事業を行う組織等に対する加点は、下記のとおりとする。

① 官公需適格組合として各種認定を取得していれば加点評価する。（当該官公需適格組合に所属する一部の企業が各種認定を取得している場合は加点評価しない。）

② 共同企業体（ジョイント・ベンチャー、JV）

共同企業体の構成員の該当する各種認定の点数に、各構成員の出資の割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。

③ 共同実施

共同実施を行う各企業の該当する各種認定の点数に、業務実施割合を乗じた点数の和を用いて加点評価する。

【②予定管理技術者の評価】

評価項目		評価の着眼点			評価点
		判断基準			
予定管理技術者の経験及び能力	資格・実績等	資格要件	技術者資格等、その専門分野の内容	業務において必要とされる技術者資格について評価する。 ① 技術士（環境部門：自然環境保全又は環境保全計画、建設部門：都市及び地方計画又は建設環境）：5点 ④ R C C M（造園部門）及び一級造園施工管理技士：3点 ③ ①②以外は選定しない：－	5点
		継続教育	令和6年度の継続教育（CPD）の単位数	C P D取得単位を評価する。 ① 50 単位以上：5点 ② 25 単位以上 50 単位未満：3点 ③ 10 単位以上 25 単位未満：1点 ④ 10 単位未満：0点	5点

力	専 門 技 術 力	成果の確 実性	過去10年間の同種 業務等の実績の内容	下記の順位で評価する。 ① 平成27年度以降公示日までに完了 した同種業務の実績（関連する調査 研究実績を含む。）がある。 : 15 点 ② ①以外は選定しない。 : -	15 点
	成 績 ・ 表 彰	業務評定 点	過去3年間に担当し た同じ業種区分の業 務成績	令和4年度～6年度末までに完了した 業務について、担当した同じ業種区分の環 境省発注業務（建築関係については、関係 省庁の発注業務）の平均技術者評定点を評 価する。なお、成績評定を受けた環境省の 発注業務（建築関係については、関係省庁 の発注業務）の業務実績がない場合には加 点しない。 ① 75点以上 : 15 点 ② 70点以上75点未満 : 10 点 ③ 65点以上70点未満 : 5 点 ④ 65点未満又は評価点なし : 0 点	15 点
		表彰等	過去5年間の技術者 表彰の有無	令和2年度以降公示日までの同種業務 に係る国（地方環境事務所及び自然環境事 務所を含む。）、都道府県、市町村、公的 団体（公的な学会等）の表彰について、表 彰の内容により評価する。 ① 国レベルの表彰あり : 10 点 ② 都道府県等レベルの表彰あり : 5 点 ③ 表彰なし : 0 点	10 点
	専 任 性	専任性	手持ち業務金額及び 件数（特定後未契約 のものを含む。）	① ②以外の場合 : 10 点 ② 下記の場合は選定しない。 全ての手持ち業務の契約金額の合計 が4億円以上、又は手持ち業務の件数 が10件以上。 （手持ち業務とは、管理技術者又は担当 技術者となっている500万円以上 の他の業務を指す。）	10 点
小計					60 点

【③業務実施体制】

評価項目	評価の着目点		評価点
		判断基準	
業務実施体制	業務実施体制の妥当性	なお、下記のいずれかの項目に該当する場合には選定しない。 ① 業務の主たる部分を再委託としている。 ② 業務の分担構成が、不明確又は不自然な場合。	—
合計			100 点

7 参加表明書の提出等

(1) 作成方法

電子調達システムにより参加表明書を提出する場合は、以下の点に留意すること。

- ① 配布された様式（様式－１から様式－１０）を基に作成を行うものとする。

文字サイズは１０ポイント以上、ファイル形式は、Microsoft Word 2010 形式以下、Microsoft Excel 2010 形式以下、Just System 一太郎 2011 形式以下及びPDFファイル形式に限る。

- ② 複数の申請書類は、１つのファイルにまとめて添付資料欄に添付して送信すること。なお、圧縮することで１つのファイルにまとめたものは、１つのファイルの提出（圧縮ファイルの中に複数のファイル及びファイル形式が混在していても良い。）として認める。ただし、圧縮ファイルの形式は、lzh形式のみを認める。

なお、提出するファイル容量は３MB以内（圧縮ファイルを活用した場合同様）とし、やむを得ず申請書及び資料が３MB以上となる場合は分割して送信し、環境省に提出した旨を連絡し、受信連絡メールを必ず確認すること。電子調達システムのデータ上限は１０MB以内とすること。

指定のファイル容量で入りきらない場合は必要書類一式（電子調達システムとの分割は認めない）を持参又は郵送による（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）。また、電子調達システムにより次の内容を記載した書面（様式自由）のみを送信すること。

- １）郵送する旨の表示
- ２）郵送する書類の目録
- ３）郵送する書類のページ数
- ４）発送年月日

- ③ プリントアウト時に規定の枚数内となるように設定しておくこと。なお、送信された参加表明書のプリントアウトは白黒印刷で行う。

(2) 関連資料

- ① ５(１)① ４)に示す 同種業務の実績として記載した業務に係る契約書等の写しを提出すること。ただし、当該業務が、一般財団法人日本建設情報総合センターの「業務実績情報システム（テクリス）」に登録されている場合、または一般社団法人公共建築協会の「公共建築設計情報システム（PUBDIS）」に登録されている場合は、契約書等の写しを提出する必要はない。

- ② 過去3年間に参加表明者が受けた業務表彰の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
 - ③ 予定管理技術者に係る技術士等の資格者証等の写し等を提出すること。
 - ④ 予定管理技術者に係る令和6年度の継続教育（CPD）の単位数が記載されている各団体が発行する証明書により評価するので、当該証明書の写しを提出すること。
 - ⑤ 予定管理技術者が、平成27年度以降公示日までに完了した業務（5(1)②2）に示す同種業務）において、管理技術者又は担当技術者として従事した業務がある場合は、業務に係る契約書等の写しを提出すること。
 - ⑥ 予定管理技術者が令和4年度以降令和6年度末までに完了した業務（同じ業種区分の環境省発注業務（建築関係については関係省庁の発注業務を含む。設計共同体での業務（照査技術者として従事した業務は除く。）を含む））がある場合は、成績評定点を確認できる書類（委託業務等成績評定通知、業務成績確認書等の写し）を提出すること。
 - ⑦ 過去5年間に予定管理技術者が受けた技術者表彰（優秀技術者表彰又は優良業務表彰等）の実績が記載されている資料の写しを提出すること。
 - ⑧ 予定管理技術者の業務実績として、関連する調査、計画、研究、企画、設計、分析、評価、著述等を提出する場合は、業務実績を明らかにするために「業務の概要（A4版1枚程、任意様式）」及び「業務における立場と役割（A4版3枚以内、任意様式）」を提出すること。
- (3) 提出期限、提出場所及び提出方法
- 提出期限：令和7年11月21日（金）17時00分まで。
- ただし、紙入札方式による場合は、同日の17時00分まで。
- 提出場所：紙入札方式による場合は3(9)の担当部局に同じ。
- 提出方法：電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は持参又は郵送による（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）。

8 非指名理由について

参加表明書を提出した者のうち、指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を電子調達システムにより通知する。ただし、紙入札方式による参加者に対しては、書面等をもって分任支出負担行為担当官から通知する。

9 入札説明書の内容についての質問の受付及び回答

- (1) 質問は、①の期間内に、電子調達システムにより行うものとする。ただし、紙入札方式による参加希望者は、②に、③の期間内に文書（書式自由、ただし規格はA4判）により行うものとし、持参、郵送又は電子メールにより提出すること。電子メールにより提出した場合は、3(9)に提出した旨を、電話で通知すること。
- ① 電子調達システムによる受付期間
参加表明書に係る質問
令和7年11月6日（木）～令和7年11月14日（金）17時00分まで。
 - ② 紙入札方式による受付場所
〒602-0881
京都府京都市上京区京都御苑3番地

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

電 話 075-211-6348

電子メール KYOTO-GYOEN@env.go.jp

③ 紙入札方式による受付期間

参加表明書に係る質問

令和7年11月6日（木）～令和7年11月14日（金）17時00分（12時00分から13時00分の間を除く。）まで。

- (2) 電子調達システムによる質問書の提出にあたっては、質問書に業者名（過去に受注した具体的な業務名等の記載により、業者名が類推される場合も含む。）を記載しないこと。このような質問があった場合には、その者の参加表明書及び技術提案書を無効とすることがある。

紙入札方式による場合に限り、回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話及び電子メールアドレスを併記するものとする。

- (3) 質問に対する回答は原則として、質問を受理した日から7日（休日を含まない。）以内に電子調達システムにより行い、紙入札方式による参加者に対しては、電送で行う。ただし、質問を受理した日から①に示す日までの期間が7日間に満たない場合は、①に示す日までに回答を行うものとする。

① 参加表明書に係る質問に対する回答：参加表明書提出期限日の2日前まで。

10 入札及び開札の日時及び場所

(1) 入札書の受付期間

① 電子調達システムによる場合：令和7年12月12日（金）13時59分まで。

② 入札書を持参する場合（紙入札が認められている者）：令和7年12月12日（金）14時00分まで。

③ 場 所：〒602-0881

京都府京都市上京区京都御苑3番地

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 庶務科

(2) 開札日時

① 日時：令和7年12月12日（金）14時00分

② 場所：京都府京都市上京区京都御苑3番地

環境省自然環境局京都御苑管理事務所 会議室

11 入札方法等

- (1) 入札書は、電子調達システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は、入札書は持参すること。郵送又は電送による入札は認めない。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

12 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除。
- (2) 契約保証金 免除。

13 開札

- (1) 開札は、電子調達システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- (2) 紙による入札を行う場合には、入札参加者又はその代理人は開札に立ち会うこと。入札参加者又は、その代理人が開札に立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて開札を行う。なお、紙入札方式参加者で、第1回目の開札に立ち会わない場合でも、当該紙による入札参加者の入札は有効と扱うが、再度入札を行うこととなった場合には、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。
- (3) 第1回目の入札において落札者が決定しなかった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時等については、発注者から指示する。この場合、発注者から再入札通知書を送信するので、電子調達システム使用端末の前でしばらく待機すること。

なお、開札処理に時間を要する場合は、発注者から開札状況を電子調達システムにより連絡する。

14 入札の無効

手続開始の公示に示した指名されるために必要な要件のない者のした入札、参加表明書に虚偽の記載をした者のした入札及び別冊「環境省入札心得」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、分任支出負担行為担当官により指名された者であっても、開札の時ににおいて指名停止を受けているものその他の開札の時ににおいて5に掲げる要件のないものは、指名されるために必要な要件のない者に該当する。

15 手続における交渉の有無 無

16 別に配置を求める技術者

本業務の入札額が調査基準価格を下回る金額であった場合においては、予定管理技術者とは別に、以下の(1)から(3)までのすべての要件を満たす担当技術者を1名配置することとし、低入札価格調査時にその旨が確認できる書面を提出すること。その上で、すべての要件を満たす担当技術者を配置することが確認できない場合には、「環境省入札心得」第9条第12号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とする。

- (1) 予定管理技術者と同等の同種業務実績を有する者
- (2) 予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
- (3) 過去2年間における業務成績評定点において、65点未満の業務がある者でないこと。

17 契約書作成の要否

別添「契約書案」により、契約書を作成するものとする。

18 支払条件

前金払：無 部分払：無

19 火災保険付保の要否 否

20 関連情報を入手するための照会窓口

3 (9)に同じ。

21 その他の留意事項

- (1) 契約等の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別添「環境省入札心得」及び「契約書案」を熟読し、「環境省入札心得」を遵守すること。
- (3) 参加表明書に虚偽の記載をした場合においては、参加表明書を無効とするとともに、指名停止を行うことがある。
- (4) 同種業務の実績については、我が国及びWTO政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設コンサルタント等にあつては、我が国における同種業務の実績をもって判断するものとする。
- (5) 本業務を受注した建設コンサルタント及び、本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面等において関連があると認められた製造業者又は建設業者は、本業務に係る工事の入札に参加し又は当該工事を請け負うことができない。
上記の「本業務を受注した建設コンサルタントと資本・人事面において関連」があるとは、次の①又は②に該当することをいう。
 - ① 本業務を受注した建設コンサルタントの発行済み株式総数の100分の50を超える株式を保有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしていることをいう。
 - ② 製造業者又は建設業者の代表権を有する役員が本業務を受注した建設コンサルタントの代表権を有する役員を兼ねている場合におけることをいう。
- (6) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び非指名通知を受けた者は、入札書を提出できないものとする。
- (7) 参加表明書の審査のための追加資料の作成に関する費用は、提出者の負担とする。
- (8) 参加表明書に虚偽の記載をした場合には、参加表明書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。

また、提出された参加表明書が下記のいずれかに該当する場合は、原則その参加表明書を無効とする。

- ・ 参加表明書の全部又は一部が提出されていない場合
- ・ 参加表明書と無関係な書類である場合
- ・ 他の業務の参加表明書である場合
- ・ 白紙である場合
- ・ 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合
- ・ 発注者名に誤りがある場合
- ・ 発注案件名に誤りがある場合
- ・ 提出業者名に誤りがある場合
- ・ その他未提出又は不備がある場合

(9) 提出された参加表明書は返却しない。

なお、提出された参加表明書は、選定以外に提出者に無断で使用しない。

(10) 提出期限以降における参加表明書、資料の差し替え及び再提出は認めない。

また、参加表明書に記載した予定管理技術者は、原則として変更できない。但し、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。

(11) 電子調達システムの操作及び障害発生時の問い合わせ先

全省庁共通電子調達システムホームページアドレス<https://www.geps.go.jp/>

ただし、入札の締め切り時間が切迫している等、緊急を要する場合には、3(9)の担当部局に連絡すること。

(12) 落札者となるべき者が2者以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(13) 「設計等請負業務成績評定要領の制定について」(平成20年8月13日付け環境会発第080813003号、環自整発第080813003号)及び「設計等請負業務成績評定要領の改定について」(令和4年5月19日付け環境会発第2205192号)に基づく業務成績を原則として評価の対象とする。